

写

国 監 告 第 2 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第199条第9項の規定により、平成28年度
第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成28年6月2日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

平成 28 年度第 1 回定期監査報告書

1 . 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2 . 監査の対象部局

まちづくり推進本部国立駅周辺整備課（富士見台地域まちづくり担当含む）・南部地域整備課

3 . 監査の範囲

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4 . 監査の期間

平成 28 年 4 月 19 日（火）～平成 28 年 6 月 2 日（木）

5 . 説明等聴取及び実査日

平成 28 年 5 月 23 日（月）

6 . 監査の主眼

- （ 1 ）事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- （ 2 ）組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- （ 3 ）事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （ 4 ）社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- （ 5 ）事務事業の実態が形骸化していないか。
- （ 6 ）事務分掌、職員配置が適正であるか。
- （ 7 ）予算の執行が適正であるか。
- （ 8 ）財務事務が適正に処理されているか。
- （ 9 ）業務が円滑に執行されているか。
- （ 10 ）各契約事務が適正であるか。
- （ 11 ）公印の使用・管理が適正であるか。
- （ 12 ）庁用車の運行・管理が適正であるか。
- （ 13 ）個人情報の管理状況が適正であるか。
- （ 14 ）備品の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、まちづくり推進本部国立駅周辺整備課・南部地域整備課を対象に平成27年4月1日から平成28年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき適正に執行されているものと認められた。

なお、平成27年7月に導入された庶務事務システムの確実な操作に努められたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況

平成28年3月31日現在(単位:人)

課名	課長	主幹	課長補佐	係長	主査	主任	主事	再任用	嘱託員	合計
									臨時職員	
国立駅周辺整備課	1			1	1	1	2			6
南部地域整備課	1			2		2		1		6

(2) 事務分掌

国立駅周辺整備課

国立駅周辺整備担当

国立駅周辺の整備計画の立案及び推進に関すること。
中央線三鷹・立川間立体化複々線事業に関すること。
部課内の庶務及び調整に関すること。

南部地域整備課

計画整備担当

南部地域の整備方針の立案及び推進に関すること。
土地区画整理事業に関すること。
町名地番整理に関すること。
国立市土地開発公社に関すること。
課内の庶務及び調整に関すること。

用地担当

公共用地の取得、処分及び賃借に関すること。

公共用地の取得に伴う建物その他の物件の補償に関すること。

地価公示制度に関すること。

国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地取引に関すること。

低未利用地の土地利用の調整に関すること。

国立市土地開発公社に関すること。

以上